イ　平成11年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.011

C_{12} ＝ 0.014

C_{13} ＝ 0.016

C_{14} ＝ 0.015

C_{15} ＝ 0.019

C_{16} ＝ 0.019

C_{17} ＝ 0.019

C_{18} ＝ 0.016

C_{19} ＝ 0.016

C_{20} ＝ 0.01597

D_n　平成 n 年度に発行を許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成11年度から平成13年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

E_{11}　ア　平成11年度市場公募都道府県に係るもの　0.016

イ　平成11年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.011

E_{12} ＝ 0.007

E_{13} ＝ 0.011

α　当該都道府県の財政力指数（当該都道府県に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前３年度内の各年度に係るものを合算して得たものを３で除して得た数値（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の４月１日以前３年の間に都道府県の境界変更によつてその区域に異動のあつた都道府県については、当該都道府県が当該年度の４月１日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、当該境界変更に係る区域の額は、関係都道府県知事が協

C_{12} ＝ 0.014

C_{13} ＝ 0.016

C_{14} ＝ 0.015

C_{15} ＝ 0.019

C_{16} ＝ 0.019

C_{17} ＝ 0.018

C_{18} ＝ 0.016

C_{19} ＝ 0.016

C_{20} ＝ 0.01593

D_n　平成 n 年度に発行を許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成12年度及び平成13年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

E_{12} ＝ 0.007

E_{13} ＝ 0.010

α　当該都道府県の財政力指数（当該都道府県に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前３年度内の各年度に係るものを合算して得たものを３で除して得た数値（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の４月１日以前３年の間に都道府県の境界変更によつてその区域に異動のあつた都道府県については、当該都道府県が当該年度の４月１日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、当該境界変更に係る区域の額は、関係都道府県知事が協